

(令和6年2月21日提出)

令和6年2月議会定例会議案
(令和6年度分)

新 潟 市

令和 6 年 2 月議会定例会議案（令和 6 年度分）

目 次

議案第 1 号	令和 6 年度新潟市一般会計予算	1
議案第 2 号	令和 6 年度新潟市国民健康保険事業会計予算	13
議案第 3 号	令和 6 年度新潟市中央卸売市場事業会計予算	16
議案第 4 号	令和 6 年度新潟市と畜場事業会計予算	20
議案第 5 号	令和 6 年度新潟市土地取得事業会計予算	24
議案第 6 号	令和 6 年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	28
議案第 7 号	令和 6 年度新潟市介護保険事業会計予算	31
議案第 8 号	令和 6 年度新潟市公債管理事業会計予算	34
議案第 9 号	令和 6 年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算	37
議案第 10 号	令和 6 年度新潟市下水道事業会計予算	40
議案第 11 号	令和 6 年度新潟市水道事業会計予算	46
議案第 12 号	令和 6 年度新潟市病院事業会計予算	52
議案第 13 号	新潟市学校給食費等の管理に関する条例の制定について	58
議案第 14 号	新潟市学校給食センター条例の一部改正について	60
議案第 15 号	新潟市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について	61
議案第 16 号	新潟市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の廃止について	71
議案第 17 号	新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	72
議案第 18 号	新潟市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正について	75
議案第 19 号	新潟市介護保険条例の一部改正について	76

議案第 20 号	新潟市営住宅条例の一部改正について・・・・・・・・・・	78
議案第 21 号	新潟市建築関係手数料条例の一部改正について・・・・・・・・	79
議案第 22 号	新潟市給水条例の一部改正について・・・・・・・・・・	80
議案第 23 号	新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	82
議案第 24 号	新潟市消防関係手数料条例の一部改正について・・・・・・・・	83
議案第 25 号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について・・・・・・・・・・	84
議案第 26 号	下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について	85
議案第 27 号	市道路線の認定及び廃止について・・・・・・・・・・	86
議案第 28 号	教育委員会委員の選任について・・・・・・・・・・	100
議案第 29 号	包括外部監査契約の締結について・・・・・・・・・・	101

議案第 1 号

令和 6 年度新潟市一般会計予算

令和 6 年度新潟市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 1 8 , 5 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 5 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 市税		132,240,235
	1 市民税	61,103,415
	2 固定資産税	50,063,622
	3 軽自動車税	2,662,002
	4 市たばこ税	5,344,859
	5 鉱産税	89,267
	6 入湯税	29,324
	7 事業所税	4,725,512
	8 都市計画税	8,222,234
2 地方譲与税		3,436,574
	1 地方揮発油譲与税	1,291,133
	2 自動車重量譲与税	1,941,429
	3 特別とん譲与税	36,099
	4 航空機燃料譲与税	21,539
	5 石油ガス譲与税	42,374
	6 森林環境譲与税	104,000
3 利子割交付金		27,437
	1 利子割交付金	27,437
4 配当割交付金		525,598
	1 配当割交付金	525,598
5 株式等譲渡所得割交付金		612,293
	1 株式等譲渡所得割交付金	612,293
6 分離課税所得割交付金		128,984

款	項	金 額
	1 分離課税所得割交付金	128,984
7 法人事業税交付金		1,834,316
	1 法人事業税交付金	1,834,316
8 地方消費税交付金		19,114,338
	1 地方消費税交付金	19,114,338
9 ゴルフ場利用税交付金		17,096
	1 ゴルフ場利用税交付金	17,096
10 環境性能割交付金		396,615
	1 環境性能割交付金	396,615
11 軽油引取税交付金		5,189,052
	1 軽油引取税交付金	5,189,052
12 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		8,087
	1 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	8,087
13 地方特例交付金		5,610,000
	1 地方特例交付金	5,547,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地 方税減収補填特別交付金	63,000
14 地方交付税		80,919,000
	1 地方交付税	80,919,000
15 交通安全対策特別交付金		233,611
	1 交通安全対策特別交付金	233,611
16 石油貯蔵施設立地対策等交付金		60,290
	1 石油貯蔵施設立地対策等交付金	60,290
17 分担金及び負担金		771,742
	1 分担金	192,112
	2 負担金	579,630
18 使用料及び手数料		7,642,341

款	項	金 額
	1 使用料	5, 078, 876
	2 手数料	2, 563, 465
19 国庫支出金		79, 883, 724
	1 国庫負担金	60, 563, 785
	2 国庫補助金	19, 011, 073
	3 委託金	308, 866
20 県支出金		22, 454, 872
	1 県負担金	15, 951, 674
	2 県補助金	5, 138, 181
	3 委託金	1, 327, 017
	4 県貸付金	38, 000
21 財産収入		1, 214, 818
	1 財産運用収入	226, 266
	2 財産売払収入	988, 552
22 寄附金		1, 036, 944
	1 寄附金	1, 036, 944
23 繰入金		850, 878
	1 他会計繰入金	339, 137
	2 基金繰入金	511, 741
24 繰越金		1
	1 繰越金	1
25 諸収入		18, 088, 354
	1 延滞金・加算金及び過料	177, 872
	2 貸付金元利収入	14, 902, 063
	3 受託事業収入	260, 706
	4 収益事業収入	1, 290, 531

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 議会費		1,009,242
	1 議会費	1,009,242
2 総務費		42,410,785
	1 総務管理費	38,755,819
	2 徴税費	2,495,221
	3 戸籍住民基本台帳費	704,144
	4 選挙費	97,124
	5 統計調査費	76,957
	6 人事委員会費	107,558
	7 監査委員費	173,962
3 民生費		139,920,338
	1 社会福祉費	11,861,974
	2 児童福祉費	50,272,627
	3 障がい福祉費	26,689,177
	4 生活保護費	17,760,525
	5 老人福祉費	27,376,869
	6 国民年金費	38,166
	7 災害救助費	5,921,000
4 衛生費		28,280,112
	1 保健衛生費	17,763,220
	2 清掃費	10,516,892
5 労働費		689,320
	1 労働諸費	689,320

款	項	金 額
6 農林水産業費		5,998,497
	1 農業費	2,889,383
	2 農地費	2,938,375
	3 水産業費	170,739
7 商工費		11,671,384
	1 商業費	9,828,055
	2 工業費	1,843,329
8 土木費		58,909,719
	1 土木管理費	703
	2 道路橋りょう費	26,329,701
	3 港湾空港費	400,516
	4 都市計画費	22,821,126
	5 公園緑地費	2,924,339
	6 都市排水応急対策費	657,416
	7 建築費	4,080,407
	8 住宅費	1,695,511
9 消防費		11,184,368
	1 消防費	11,184,368
10 教育費		57,905,995
	1 教育総務費	9,271,006
	2 小学校費	24,792,363
	3 中学校費	14,809,633
	4 高等学校費	1,478,415
	5 幼稚園費	382,880
	6 特別支援学校費	1,454,153
	7 生涯学習費	2,744,989

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	1 農業費	農業脱炭素・SDGs推進事業	2,000
10 教育費	1 教育総務費	通学車両整備事業	40,000

第3表 債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
本庁舎電話交換設備更新事業	令和 7年度	236,000
本庁舎旧分館解体事業	令和 7年度	480,000
コールセンター・粗大ごみ受付センター運営事業	令和 7年度から 令和11年度まで	717,000
音楽文化会館大規模改修事業	令和 7年度	1,695,000
新潟市美術館改修事業	令和 7年度	1,011,000
北区文化会館設備整備事業	令和 7年度	19,000
地方税電子申告システム経費	令和 7年度から 令和11年度まで	48,500
私立保育所等整備費補助金	令和 7年度	247,356
新潟市障がい者住宅整備資金融資損失補償（令和 6年度）	資金を貸付けた 日から約定償還 期限到来後 2 年 を経過した日まで	約定償還期限到来後 1 年を経過して、なお元金（遅延利子を含む。以下同じ。）が回収されなかった場合に当該未回収の元金を限度として融資機関に対して損失補償する。
賃貸型応急住宅借上げ事業（令和 6 年度）	令和 7年度から 令和 8年度まで	50,000
新田清掃センター焼却施設粗破砕設備設置事業	令和 7年度	1,397,000
新亀田清掃センター整備・運営事業	令和 7年度から 令和31年度まで	73,000,000
新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金損失補償（令和 6 年度）	令和 6年度から 令和23年度まで	新潟県信用保証協会が新潟市国家戦略特別区域農業保証制度資金のための信用保証による代位弁済をした場合に、その損失を限度として当該信用保証協会に対して損失補償する。
地域環境保全林整備事業用地先行取得契約〔相手方 新潟市土地開発公社〕	令和 6年度から 令和 7年度まで	230,000
土地改良施設突発事故復旧事業資金償還金（阿賀野川用水地区）	令和 7年度から 令和22年度まで	2,139
一般国道402号獅子ヶ鼻大橋橋りょう架替事業（令和 6 年度）	令和 7年度	250,000
主要地方道新潟中央環状線（信濃川渡河工区）橋りょう整備事業（令和 6 年度）	令和 7年度	140,000
都市計画道路新町・大久保線事業用地先行取得契約〔相手方 新潟市土地開発公社〕	令和 6年度から 令和 7年度まで	75,500
都市計画道路秋葉程島線事業用地先行取得契約〔相手方 新潟市土地開発公社〕	令和 6年度から 令和 7年度まで	152,600
道路橋りょう維持補修事業（令和 6 年度）	令和 7年度	200,000

事 項	期 間	限 度 額
橋りょう定期点検事業	令和 7年度	28,300
上所駅整備に伴うシステム改修等負担金	令和 7年度	546,636
新潟駅付近連続立体交差事業	令和 7年度から 令和 9年度まで	8,000,000
新潟駅万代広場西・中央側シェルター等整備事業	令和 7年度	350,000
新潟駅万代広場西・中央側電気設備整備事業	令和 7年度	80,000
新潟駅西線道路整備事業	令和 7年度から 令和11年度まで	7,050,000
災害被災者住宅復興資金貸付金利子補給事業（令和 6 年度）	令和 7年度から 令和12年度まで	49,900
消防車両整備事業	令和 7年度	319,000
南消防署大規模改修事業	令和 7年度	492,000
中学校給食食器・食缶等整備事業	令和 7年度	317,000
中学校給食調理・配送等事業	令和 7年度から 令和14年度まで	5,800,000
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務（令和 6 年度）	令和 6年度から 令和16年度まで	元金1,060,000,000千円及び当該額に対する利子相当額
地方債の共同発行によって生ずる連帯債務（グリーンボンド）（令和 6 年度）	令和 6年度から 令和16年度まで	元金134,000,000千円及び当該額に対する利子相当額
新潟市土地開発公社事業資金融資債務保証	令和 6年度から 令和 7年度まで	新潟市土地開発公社が令和6年度に市長の承認する金融機関から事業資金を借り入れる場合、総額6,300,000千円に約定利息を加えた額を限度として公有地の拡大の推進に関する法律によりその債務を保証するものとする。

第4表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業費	85,300	普通	年5.0%以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に
防災設備整備事業費	51,800	貸借	(ただし、利率見直し	元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法
コミュニティ施設整備事業費	2,100	又は	方式で借り入れる場合	により、毎年度1期又は2期に償還する。た
文化施設整備事業費	1,850,100	債券	で、政府資金及び地方	だし、財政の都合により据置期間中であって
体育施設整備事業費	4,600	発行	公共団体金融機構資金	も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利
保育所整備事業費	167,900	(他	について利率の見直し	債に借り換えることができる。
児童館整備事業費	400	の地	を行った後においては	
ひまわりクラブ整備事業費	32,100	方公	、当該見直し後の利率	
障がい福祉施設整備事業費	1,100	共団)		
水道事業出資金	286,000	体と		
地域保健福祉センター整備事業費	1,600	の共		
保健医療センター整備事業費	3,600	同発		
斎場整備事業費	101,700	行を		
ごみ処理施設整備事業費	9,100	含む		
分煙施設整備事業費	6,300	。)		
農業施設整備事業費	4,500			
農道整備事業費	15,000			
県営土地改良事業費負担金	268,200			
団体営土地改良事業費	140,600			
漁港整備事業費	12,000			
観光施設整備事業費	83,500			
道路橋りょう整備事業費	14,721,100			
急傾斜地整備事業費	4,600			
新潟空港整備事業費負担金	168,000			
都市計画施設整備事業費	645,300			
雨水排水対策事業費	51,000			
街路事業費	2,039,000			
公園緑地整備事業費	673,600			
都市排水応急対策事業費	96,000			
公共建築物保全適正化推進事業費	3,146,200			
公営住宅整備事業費	461,500			
消防施設整備事業費	989,900			
教育相談センター整備事業費	1,500			
小学校整備事業費	139,100			
中学校整備事業費	111,400			
高等学校整備事業費	5,200			
特別支援学校整備事業費	40,700			
給食施設整備事業費	111,900			
公共土木施設災害復旧事業費	1,414,500			
その他施設災害復旧事業費	2,927,800			
臨時財政対策費	5,327,000			

議案第 2 号

令和 6 年度新潟市国民健康保険事業会計予算

令和 6 年度新潟市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 1, 3 8 6, 2 6 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した負担金補助及び交付金の予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険料		12,441,580
	1 国民健康保険料	12,441,580
2 国民健康保険税		1,894
	1 国民健康保険税	1,894
3 使用料及び手数料		1
	1 手数料	1
4 国庫支出金		863
	1 国庫補助金	863
5 県支出金		52,678,904
	1 県補助金	52,678,904
6 財産収入		959
	1 財産運用収入	959
7 繰入金		6,170,075
	1 他会計繰入金	5,991,706
	2 基金繰入金	178,369
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		91,990
	1 延滞金・加算金及び過料	32,000
	2 雑入	59,990
歳 入	合 計	71,386,267

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 総務費		1,548,133
	1 総務管理費	1,544,823
	2 徴収費	1,879
	3 運営協議会費	1,431
2 保険給付費		52,002,441
	1 療養諸費	44,830,223
	2 高額療養費	6,999,167
	3 移送費	1
	4 出産育児諸費	117,050
	5 葬祭諸費	56,000
3 国民健康保険事業費納付金		17,110,709
	1 医療給付費分	11,395,499
	2 後期高齢者支援金等分	4,289,054
	3 介護納付金分	1,426,156
4 保健事業費		644,025
	1 保健事業費	61,972
	2 特定健康診査等事業費	582,053
5 基金積立金		959
	1 基金積立金	959
6 諸支出金		80,000
	1 償還金及び還付加算金	80,000
歳	出	合 計
		71,386,267

議案第 3 号

令和 6 年度新潟市中央卸売市場事業会計予算

令和 6 年度新潟市の中央卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 0 6 6, 9 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場収入		423,923
	1 使用料	423,922
	2 手数料	1
2 財産収入		123,314
	1 財産運用収入	123,314
3 繰入金		318,212
	1 他会計繰入金	287,412
	2 基金繰入金	30,800
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		149,450
	1 雑入	149,450
6 市債		52,000
	1 市債	52,000
歳 入	合 計	1,066,900

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 中央卸売市場費		578, 181
	1 市場費	578, 181
2 公債費		367, 063
	1 公債費	367, 063
3 基金積立金		121, 356
	1 基金積立金	121, 356
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳 出	合 計	1, 066, 900

議案第 4 号

令和 6 年度新潟市と畜場事業会計予算

令和 6 年度新潟市のと畜場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 1 7 2, 5 8 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		127,292
	1 使用料	127,292
2 財産収入		1,013
	1 財産運用収入	1,013
3 繰入金		101,322
	1 他会計繰入金	101,322
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		5,360
	1 雑入	5,360
6 市債		937,600
	1 市債	937,600
歳 入	合 計	1,172,588

歲 出

(単位 千円)

款		項	金 額
1 と畜場費			1, 122, 750
		1 と畜場費	1, 122, 750
2 公債費			49, 738
		1 公債費	49, 738
3 予備費			100
		1 予備費	100
歳 出	合 計		1, 172, 588

第2表 地方債

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債 の方法	利 率	償 還 の 方 法
食肉センター施設整備事業費	937,600	普通 貸借 又は 債券 発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる場合 で、政府資金及び地方 公共団体金融機構資金 について利率の見直し を行った後においては 、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に 元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法 により、毎年度1期又は2期に償還する。た だし、財政の都合により据置期間中であって も繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利 債に借り換えることができる。

議案第 5 号

令和 6 年度新潟市土地取得事業会計予算

令和 6 年度新潟市の土地取得事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 4 7 , 3 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		260,000
	1 財産売払収入	260,000
2 市債		587,300
	1 市債	587,300
歳 入	合 計	847,300

歲出

(単位 千円)

款		項	金 額
1 土地取得事業費			587,300
		1 事業費	587,300
2 公債費			260,000
		1 公債費	260,000
歳 出	合 計		847,300

第2表

地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共用地先行取得事業費	587,300	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み5年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共用地先行取得事業費	587,300	普通 貸借 又は 債券 発行	年5.0%以内	借り入れの年から据置期間を含み5年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

議案第 6 号

令和 6 年度新潟市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 6 年度新潟市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 1 6 , 5 5 6 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 繰入金		6,586
	1 他会計繰入金	6,586
2 繰越金		262,704
	1 繰越金	262,704
3 諸収入		347,266
	1 貸付金元利収入	339,181
	2 雑入	8,085
歳 入	合 計	616,556

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		438, 444
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	438, 444
2 公債費		178, 112
	1 公債費	178, 112
歳 出	合 計	616, 556

議案第 7 号

令和 6 年度新潟市介護保険事業会計予算

令和 6 年度新潟市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 5, 5 0 3, 3 2 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第 2 款各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の各項の間の流用

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 介護保険料		18,070,096
	1 介護保険料	18,070,096
2 使用料及び手数料		7,873
	1 手数料	7,873
3 国庫支出金		19,491,770
	1 国庫負担金	14,533,588
	2 国庫補助金	4,958,182
4 県支出金		12,144,138
	1 県負担金	11,732,078
	2 県補助金	412,060
5 支払基金交付金		22,509,793
	1 支払基金交付金	22,509,793
6 財産収入		675
	1 財産運用収入	675
7 繰入金		13,278,435
	1 一般会計繰入金	12,691,258
	2 基金繰入金	587,177
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		544
	1 延滞金・加算金及び過料	1
	2 雑入	543
歳 入	合 計	85,503,325

歳 出		
(単位 千円)		
款	項	金 額
1 総務費		1,405,419
	1 総務管理費	804,375
	2 徴収費	144,489
	3 介護認定調査・審査会費	456,555
2 保険給付費		80,817,437
	1 介護サービス等諸費	73,545,091
	2 介護予防サービス等諸費	2,314,855
	3 その他諸費	56,928
	4 高額介護サービス等費	1,975,469
	5 高額医療合算介護サービス等費	232,076
	6 特定入所者介護サービス等費	2,693,018
3 地域支援事業費		3,017,415
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	2,457,449
	2 一般介護予防事業費	35,162
	3 包括的支援事業・任意事業費	516,919
	4 その他諸費	7,885
4 基金積立金		675
	1 基金積立金	675
5 諸支出金		262,379
	1 繰出金	262,379
歳 出	合 計	85,503,325

議案第 8 号

令和 6 年度新潟市公債管理事業会計予算

令和 6 年度新潟市の公債管理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 9, 9 4 3, 4 7 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 財産収入		50,422
	1 財産運用収入	50,422
2 繰入金		56,018,252
	1 他会計繰入金	48,392,713
	2 基金繰入金	7,625,539
3 市債		23,874,800
	1 市債	23,874,800
歳 入	合 計	79,943,474

歲出

(単位 千円)

		(單位：千元)
款	項	金 額
1 公債費		79,943,474
	1 公債費	79,943,474
歲 出	合 計	79,943,474

議案第 9 号

令和 6 年度新潟市後期高齢者医療事業会計予算

令和 6 年度新潟市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,568,459 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		8,758,987
	1 後期高齢者医療保険料	8,758,987
2 国庫支出金		357
	1 国庫補助金	357
3 繰入金		2,539,190
	1 他会計繰入金	2,539,190
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		269,924
	1 延滞金・加算金及び過料	802
	2 償還金及び還付加算金	21,757
	3 受託事業収入	233,252
	4 雑入	14,113
歳 入	合 計	11,568,459

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総務費		168,764
	1 総務管理費	168,764
2 後期高齢者医療広域連合納付金		10,992,208
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	10,992,208
3 保健事業費		385,729
	1 健康保持増進事業費	385,729
4 諸支出金		21,758
	1 償還金及び還付加算金	21,758
歳 出	合 計	11,568,459

議案第 10 号

令和 6 年度新潟市下水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度新潟市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 下水道への接続世帯数 311,000 世帯

(2) 年間有収水量 69,556,000 m³

1 日平均有収水量 190,500 m³

(3) 主要な建設改良事業

管渠、ポンプ場及び処理場等整備事業 14,466,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業外費用中企業債利息3,748,207千円の財源に充てるため、企業債49,000千円を、特別損失中災害復旧費7,200,000千円の財源に充てるため、企業債2,400,000千円を借り入れる。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	37,453,262
第1項 営業収益	22,403,672
第2項 営業外収益	10,249,589
第3項 特別利益	4,800,001

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	38,494,794
第1項 営業費用	27,544,234
第2項 営業外費用	3,748,207
第3項 特別損失	7,201,853
第4項 予備費	500

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額13,705,251千円は、当年度損益勘定留保資金等13,705,251千円で補填するものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	24,662,444
第1項 企業債	17,831,800
第2項 国県補助金	3,929,976
第3項 他会計補助金	2,846,588
第4項 負担金	54,080

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	38,367,695
第1項 建設改良費	16,134,521
第2項 企業債償還金	22,233,174

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
中部下水処理場N o . 3 脱水機 設備更新工事	令和7年度	780,000
鯉潟ポンプ場直流電源設備工事	令和7年度	50,000
関新ポンプ場監視制御設備工事	令和7年度	120,000
坂井輪ポンプ場受変電設備工事	令和7年度	310,000
両川浄化センター設備工事	令和7年度	640,000
下所島ポンプ場受変電設備工事	令和7年度	230,000
小新ポンプ場N o . 4 ガスタービン 制御ユニット盤更新工事	令和7年度	110,000
小新西第8排水区雨水貯留施設設置工事	令和7年度	200,000
公共下水道建設改良事業	令和7年度	1,500,000
公共下水道維持管理事業	令和7年度	2,000,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業	20,280,800	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,477,942千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、14,532,409千円である。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 1 1 号

令和 6 年度新潟市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度新潟市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-------------|----------------------------------|
| (1) | 給水戸数 | 3 3 9, 0 0 0 戸 |
| (2) | 年間総配水量 | 9 3, 7 3 6, 0 0 0 m ³ |
| | 1 日平均配水量 | 2 5 6, 0 0 0 m ³ |
| (3) | 主要な建設改良事業 | |
| | 基幹管路更新事業 | 7 8 8, 2 2 7 千円 |
| | 基幹管路整備事業 | 6 4 5, 4 0 3 千円 |
| | 配水支管更新事業 | 3, 3 5 1, 7 0 0 千円 |
| | 青山浄水場施設整備事業 | 6 9 6, 3 0 0 千円 |
| | 巻取水場施設整備事業 | 3 4 9, 8 0 0 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業収益	17,877,204
第1項 営業収益	16,042,166
第2項 営業外収益	1,411,250
第3項 特別利益	423,788

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 事業費	17,183,258
第1項 営業費用	16,138,340
第2項 営業外費用	676,983
第3項 特別損失	362,935
第4項 予備費	5,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7,072,143千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額730,795千円、当年度損益勘定留保資金5,341,433千円及び建設改良積立金999,915千円で補填するものとする。）。

収 入 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的収入	5,373,117
第1項 企業債	4,617,000
第2項 国庫補助金	214,251
第3項 出資金	286,000
第4項 固定資産売却代金	1
第5項 消火栓設置負担金	71,865
第6項 補償金	184,000

支 出 (単位 千円)

科 目	金 額
第1款 資本的支出	12,445,260
第1項 建設改良費	9,006,009
第2項 企業債償還金	3,406,513
第3項 国庫補助金返還金	32,738

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
検針及び水道料金等収納業務	令和7年度から 令和9年度まで	1,387,000
料金システム機器更新評価機リース及び保守業務	令和7年度から 令和12年度まで	55,000
お客さまコールセンター業務	令和7年度から 令和11年度まで	624,000
阿賀野川取水塔水管橋補修実施設計業務	令和7年度	23,000
中部エリア基幹管路更新・整備工事基本設計業務	令和7年度	59,000
巻浄配水場構内水管耐震補強工事基本設計業務	令和7年度	50,000
取水・浄水・配水施設修理工事	令和7年度	993,000
浄水・配水施設整備工事	令和7年度	14,000
水質自動分析装置設置工事	令和7年度	43,000
配水管布設工事	令和7年度	1,800,000
浄水発生污泥収集運搬・処分業務	令和7年度	148,000
浄水用薬品購入経費	令和7年度	157,000
水道週間行事企画・運営業務	令和7年度	8,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
基幹管路更新事業	834,000	普通貸借又は債券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
基幹管路整備事業	189,000			
配水支管更新事業	2,618,000			
青山浄水場施設整備事業	505,000			
巻取水場施設整備事業	254,000			
浄配水場施設整備工事	217,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、4, 0 0 0, 0 0 0千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2, 7 1 1, 8 4 8千円

(2) 交際費 7 0千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2 0 9, 0 0 0千円と定める。

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 12 号

令和 6 年度新潟市病院事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 6 年度新潟市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数

676 床 一般病床 652 床

精神病床 16 床

感染症病床 8 床

(2) 年間患者数

入院患者 208,900 人

外来患者 243,000 人

(3) 主要な建設改良事業

手術室の陰圧化及びハイブリッド手術室整備事業 1,011,600 千円

特定天井等安全対策事業 240,700 千円

コージェネレーション設備更新事業 682,900 千円

市民病院器械備品購入 500,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業収益	28,529,225
第1項 医業収益	25,060,634
第2項 医業外収益	3,458,591
第3項 特別利益	10,000

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院事業費用	28,856,892
第1項 医業費用	28,420,871
第2項 医業外費用	425,021
第3項 特別損失	10,000
第4項 予備費	1,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額804,382千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,716千円及び過年度損益勘定留保資金798,666千円で補填するものとする。）。

収 入

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的収入	3,535,475
第1項 企業債	2,580,700
第2項 補助金	29,611
第3項 負担金交付金	925,164

支 出

(単位 千円)

科 目	金 額
第1款 市民病院資本的支出	4,339,857
第1項 建設改良費	2,691,603
第2項 企業債償還金	1,648,254

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	コージェネレーション設備更新事業	1, 7 0 8, 4 0 0	令和6年度	6 8 2, 9 0 0
				令和7年度	5 1 2, 5 0 0
				令和8年度	5 1 3, 0 0 0

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
建設改良事業	2, 5 8 0, 7 0 0	普通貸借又は債券発行	年5. 0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借り入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3, 500, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用、医業外費用及び特別損失に計上した経費のうち、次条に定める経費以外の経費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(2) 医業費用及び特別損失に計上した職員給与費に係る予算額に過不足を生じた場合におけるその経費の項の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 13, 182, 679千円

(2) 交際費 300千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6, 500, 000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

(1) 取得する資産

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	超音波診断装置	2 台
器 械 備 品	ハイブリッド手術室関係機器	1 式

令和6年2月21日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 13 号

新潟市学校給食費等の管理に関する条例の制定について

新潟市学校給食費等の管理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市学校給食費等の管理に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市が設置する小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校における学校給食費等の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学校給食 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項に規定する学校給食をいう。

(2) 学校給食費 法第 11 条第 2 項に規定する学校給食に要する経費をいう。

(3) 後期課程給食費 中等教育学校（後期課程に限る。）の生徒に対して実施する給食に要する経費のうち、生徒の保護者等（未成年の生徒にあつては学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 16 条に規定する保護者をいい、成年に達した生徒にあつてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）が負担すべき経費をいう。

(4) 教職員等給食費 児童又は生徒以外の者であつて、学校給食と同等の給食を受ける教職員その他市長が必要と認める者（以下「教職員等」という。）が負担すべき経費をいう。

(5) 学校給食費等 学校給食費、後期課程給食費及び教職員等給食費をいう。

(学校給食費等の徴収)

第3条 市長は、次の各号に掲げる者から当該各号に定める学校給食費等を徴収する。

(1) 学校教育法第16条に規定する保護者 学校給食費

(2) 生徒の保護者等 後期課程給食費

(3) 教職員等 教職員等給食費

2 前項の規定により市長が徴収する学校給食費等の額は、規則で定める。

(学校給食費等の納付)

第4条 前条第1項各号に掲げる者は、当該各号に定める学校給食費等を規則で定める日

(以下「納付期限」という。)までに納付しなければならない。

(督促)

第5条 市長は、第3条第1項各号に掲げる者が当該各号に定める学校給食費等を納付期

限までに納付しないときは、期限を指定して督促しなければならない。

(遅延損害金)

第6条 第3条第1項各号に掲げる者が当該各号に定める学校給食費等を納付期限までに

納付しないときは、当該学校給食費等に係る遅延損害金を納付しなければならない。こ

の場合において、遅延損害金の額の計算及び減免については、新潟市債権管理条例（平成26年新潟市条例第9号）第9条に規定する私債権の遅延損害金の例によるものとする。

(学校給食費等の免除)

第7条 市長は、規則で定めるところにより、学校給食費等の一部又は全部を免除するこ

とができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定め

る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 14 号

新潟市学校給食センター条例の一部改正について

新潟市学校給食センター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市学校給食センター条例の一部を改正する条例

新潟市学校給食センター条例（平成 12 年新潟市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とする。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 15 号

新潟市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の制定について

新潟市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市女性自立支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 65 条第 1 項の規定により、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第 52 号）第 12 条第 1 項に規定する女性自立支援施設（以下「女性自立支援施設」という。）の設備及び運営の基準を定めるものとする。

(基本方針)

第 2 条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第 3 条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(構造設備の一般原則)

第 4 条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策)

第 5 条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けると

ともに、非常災害に関する具体的計画（第16条第4項において「非常災害計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第16条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（苦情への対応）

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

（帳簿の整備）

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員、会計及び入所者の支援の状況に関する帳簿を

整備しなければならない。

(職員配置の基準)

第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上

(3) 栄養士又は調理員 1以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適当数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りではない。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、施設を運営するにあたって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(設備の基準)

第11条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を

除く。)は、耐火建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。)又は準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 事務室

(2) 相談室

(3) 宿直室

(4) 居室

(5) 集会室兼談話室

(6) 静養室

(7) 医務室

(8) 作業室

(9) 食堂

(10) 調理室

(11) 洗面所

(12) 浴室

(13) 便所

(14) 洗濯室

(15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第12条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第13条 一の居室の定員は、原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第14条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示

さなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第15条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

- 2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第16条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 女性自立支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

- 4 業務継続計画は、非常災害計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第17条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第18条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）の規定により厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

(1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

(2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。

(3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

(4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に

取得させること。

（関係機関との連携）

第 19 条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）第 2 条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成 16 年法律第 74 号）第 13 条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）第 3 条第 1 項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

（電磁的記録）

第 20 条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機に

よる情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の廃止)

- 2 新潟市婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 4 号）は、廃止する。

議案第 16 号

新潟市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の廃止について

新潟市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例を廃止する条例

新潟市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年新潟市条例第 94 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 17 号

**新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
改正について**

新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

**新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例**

新潟市番号法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年新潟市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

題名中「番号法」を「番号利用法」に改める。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（５） 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

（６） 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「市長」の次に「又は教育委員会」を加え、「法別表第 2 第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

別表第 1 のうち 1 の項特定個人情報の欄中「法別表第 2 の 1 の項に規定する医療保険給付関係情報をいう」を「健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）又は高齢者の医療の確保に関する

法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ」に、「法別表第２の１３の項に規定する児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支給に関する情報」に、「法別表第２の１の項に規定する地方税関係情報」を「地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報」に、「法別表第２の１の項に規定する住民票関係情報」を「住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項」に、「法別表第２の２６の項に規定する児童手当関係情報」を「児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報」に、「法別表第２の１の項に規定する介護保険給付等関係情報」を「介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報」に、「法別表第２の１６の項に規定する特別児童扶養手当関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報」に、「法別表第２の９の項に規定する中国残留邦人等支援給付等関係情報」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第３０号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報」に改め、同表のうち２の項特定個人情報の欄中「法別表第２の９の項に規定する生活保護関係情報」を「生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報」に改め、同表のうち３５の項特定個人情報の欄中「法別表第２の１６の項に規定する障害者関係情報」を「児童福祉法による児童及びその家庭についての調査及び判定若しくは障害児入所支援に関する情報又は身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報」に改め、同表に次のように加える。

36	ひとり親家庭等医療費に関する事務であって規則に定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

別表第2中「（昭和25年法律第144号）」及び「（法別表第1の63の項に規定する中国残留邦人等支援給付等をいう。）」を削る。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

議案第 18 号

新潟市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正について

新潟市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部を改正する条例

新潟市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成 18 年新潟市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 38 条の 2 第 3 項」を「第 38 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 19 号

新潟市介護保険条例の一部改正について

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市介護保険条例の一部を改正する条例

新潟市介護保険条例（平成 12 年新潟市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「31, 900 円」を「30, 600 円」に改め、同項第 2 号中「51, 800 円」を「49, 500 円」に改め、同項第 3 号中「55, 800 円」を「54, 100 円」に改め、同項第 4 号中「71, 700 円」を「74, 300 円」に改め、同項第 5 号中「79, 600 円」を「82, 500 円」に改め、同項第 6 号中「87, 600 円」を「90, 800 円」に改め、同号ア中「80 万円未満」を「90 万円未満」に改め、同項第 7 号中「95, 600 円」を「99, 000 円」に改め、同号ア中「80 万円以上 125 万円未満」を「90 万円以上 120 万円未満」に改め、同項第 8 号中「103, 500 円」を「107, 300 円」に改め、同号ア中「125 万円以上 200 万円未満」を「120 万円以上 210 万円未満」に改め、同項第 9 号中「119, 400 円」を「123, 800 円」に改め、同号ア中「200 万円以上 250 万円未満」を「210 万円以上 320 万円未満」に改め、同項第 10 号中「135, 400 円」を「140, 300 円」に改め、同号ア中「250 万円以上 300 万円未満」を「320 万円以上 420 万円未満」に改め、同項第 11 号中「143, 300 円」を「156, 800 円」に改め、同号ア中「300 万円以上 400 万円未満」を「420 万円以上 520 万円未満」に改め、同項第 12 号中「151, 300 円」を「165, 000 円」に改め、同号ア中「400 万円以上 500 万円未満」を「520 万円以上 620 万円未満」に改め、同項第 13 号中「159, 200 円」を「173, 300 円」に改め、同号ア中「500 万円以上 700 万円未満」を「620 万円以上 720 万円未満」に改め、同項第 14 号中「167, 20

0円」を「181,500円」に改め、同号ア中「700万円以上1,000万円未満」を「720万円以上1,000万円未満」に改め、同項第15号中「183,100円」を「198,000円」に改め、同条第2項第1号中「16,000円」を「16,500円」に改め、同項第2号中「31,900円」を「33,000円」に改め、同項第3号中「51,800円」を「53,700円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 20 号

新潟市営住宅条例の一部改正について

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市営住宅条例の一部を改正する条例

新潟市営住宅条例（平成 9 年新潟市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 7 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を、「第 28 条の 2 において」の次に「これらの規定を読み替えて」を加える。

別表第 1 栄町住宅の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 1 号

新潟市建築関係手数料条例の一部改正について

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市建築関係手数料条例（平成 2 1 年新潟市条例第 3 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 4 7 の項の次に次の 2 項を加える。

4 7 の 2 法第 8 6 条の 7 第 1 項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 3 7 条の 1 2 第 6 項に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査	1 件につき 2 7, 0 0 0 円
4 7 の 3 法第 8 6 条の 7 第 1 項に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替（建築基準法施行令第 1 3 7 条の 1 2 第 7 項に係るものに限る。）の認定の申請に対する審査	1 件につき 2 7, 0 0 0 円

別表 4 8 の項中「（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）」を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 2 号

新潟市給水条例の一部改正について

新潟市給水条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市給水条例の一部を改正する条例

新潟市給水条例（昭和 3 3 年新潟市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

第 2 6 条第 1 項の表専用給水装置の部一般用の項を次のように改める。

一 般 用	13ミリメートル	1, 180円	1 立方 メート ルにつ き 46円	1 立方 メート ルにつ き 130円	1 立方 メート ルにつ き 139円	1 立方 メート ルにつ き 161円	1 立方 メート ルにつ き 187円	1 立方 メート ルにつ き 218円
	16ミリメートル	1, 790円						
	20ミリメートル	2, 790円						
	25ミリメートル	4, 360円	1 立方 メート ルにつ き 113円					
	30ミリメートル	6, 280円						
	40ミリメートル	11, 170円						
	50ミリメートル	17, 460円						
	75ミリメートル	39, 280円						
	100ミリメートル	69, 820円						
	150ミリメートル	157, 100円						
	200ミリメートル	279, 290円						

第 3 6 条の 2 第 2 項及び第 3 8 条第 1 項第 1 号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 令和6年4月1日

(2) 第26条第1項の表の改正規定 令和7年1月1日

(経過措置)

- 2 改正後の第26条第1項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「第2号施行日」という。）以後の使用に係る料金から適用し、第2号施行日前の使用に係る料金については、なお従前の例による。
- 3 第2号施行日以後徴収する料金のうち、その算定の基礎となる使用期間が第2号施行日前にまたがるものについては、使用水量を各日均等に使用したものとみなして、日割りにより算定する。

議案第 23 号

新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について

新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

新潟市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 41 年新潟市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 号中「6, 093 人」を「5, 461 人」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 24 号

新潟市消防関係手数料条例の一部改正について

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟市消防関係手数料条例（平成 22 年新潟市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表 3 の項第 5 号ア中「1, 180, 000 円」を「1, 450, 000 円」に改め、同号イ中「1, 410, 000 円」を「1, 720, 000 円」に改め、同号ウ中「1, 590, 000 円」を「1, 920, 000 円」に改め、同号エ中「1, 950, 000 円」を「2, 360, 000 円」に改め、同号オ中「2, 270, 000 円」を「2, 740, 000 円」に改め、同号カ中「4, 550, 000 円」を「5, 640, 000 円」に改め、同号キ中「5, 820, 000 円」を「7, 240, 000 円」に改め、同号ク中「7, 070, 000 円」を「8, 790, 000 円」に改め、同表 29 の項第 2 号中「いう。」の次に「以下この項、」を、「定める額」の次に「（当該移動式製造設備について液石法第 37 条の 4 第 1 項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、6, 000 円）」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

**地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について**

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 新潟市監査委員条例（昭和 39 年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

(新潟市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例（昭和 41 年新潟市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

(新潟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 新潟市病院事業の設置等に関する条例（昭和 45 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

下越福祉行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、下越福祉行政組合の共同処理する事務を変更し、下越福祉行政組合同規約の一部を次のとおり変更するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

下越福祉行政組合同規約の一部を変更する規約

下越福祉行政組合同規約（昭和 35 年新潟県指令地第 1707 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 項第 6 号を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。

議案第 27 号

市道路線の認定及び廃止について

次のとおり市道路線の認定及び廃止をするものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

1 認定する路線

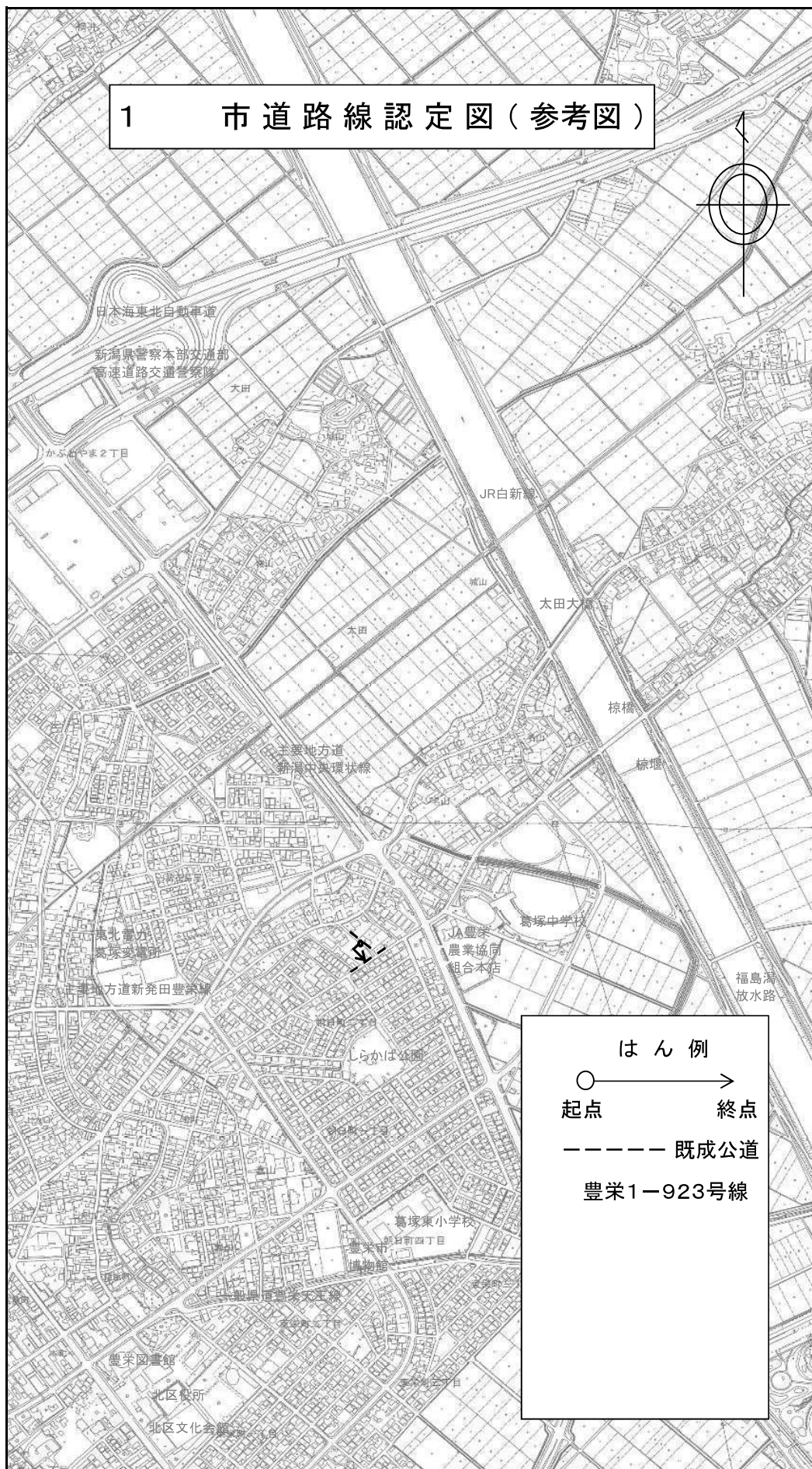
図面 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1	豊栄 1－	新潟市北区太田字法花鳥屋甲 5686 番 4 地先	新潟市北区太田字法花鳥 屋甲 5686 番 5 地先
	9 2 3 号線	新潟市北区太田字法花鳥屋甲 5686 番 6 地先	
2	中央 1－	新潟市中央区浜浦町一丁目 248 番 12 地先	新潟市中央区浜浦町一丁 目 248 番 9 地先
	1 9 4 号線	新潟市中央区浜浦町一丁目 248 番 5 地先	
3	横越 1－	新潟市江南区横越上町三丁目 70 番 1 地先	新潟市江南区横越上町三 丁目 70 番 1 地先
	3 1 5 号線	新潟市江南区横越上町三丁目 70 番 1 地先	
4	南 7－	新潟市江南区鍋湯新田字西木山 689 番 10 地先	新潟市江南区鍋湯新田字 西木山 689 番 12 地先
	4 3 2 号線	新潟市江南区鍋湯新田字西木山 690 番 2 地先	
5	亀田 1－	新潟市江南区亀田早通字川根 2928 番 2 地先	新潟市江南区亀田早通字 川根 2935 番 1 地先
	7 0 2 号線	新潟市江南区亀田早通字川根 2942 番 4 地先	
5	亀田 1－	新潟市江南区亀田早通字川根 3031 番 1 地先	新潟市江南区亀田早通字 川根 3021 番 3 地先
	7 0 3 号線	新潟市江南区亀田早通字川根 2932 番 1 地先	
5	亀田 1－	新潟市江南区亀田早通字川根 2783 番 1 地先	新潟市江南区亀田早通字 川根 2775 番 3 地先
	7 0 4 号線	新潟市江南区亀田早通字川根 2764 番 2 地先	
5	亀田 1－	新潟市江南区亀田早通字川根 3021 番 5 地先	新潟市江南区亀田早通字 川根 3021 番 3 地先
	7 0 5 号線	新潟市江南区亀田早通字川根 2942 番 4 地先	
5	亀田 1－	新潟市江南区亀田早通字川根 2900 番 3 地先	新潟市江南区亀田早通字 川根 2870 番 2 地先
	7 0 6 号線	新潟市江南区亀田早通字川根 2870 番 1 地先	

図面 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
5	亀田 1－	新潟市江南区下早通二丁目 3035 番 2 地先	新潟市江南区下早通二丁目 3035 番 1 地先
	7 0 7 号線	新潟市江南区下早通二丁目 3035 番 4 地先	
5	亀田 1－	新潟市江南区亀田早通字川根 2757 番 1 地先	新潟市江南区亀田早通字
	7 0 8 号線	新潟市江南区亀田早通字川根 2744 番 1 地先	川根 2749 番 1 地先
6	西 4－	新潟市西区坂井二丁目 2023 番 4 地先	新潟市西区坂井二丁目
	2 0 2 号線	新潟市西区坂井二丁目 2017 番 9 地先	2017 番 11 地先
7	西 4－	新潟市西区坂井字村中 59 番 4 地先	新潟市西区坂井字村中 57
	2 0 3 号線	新潟市西区坂井字村上 620 番 20 地先	番 3 地先
8	西川 2－	新潟市西蒲区升潟字道上 436 番 2 地先	新潟市西蒲区升潟字道上
	2 2 8 号線	新潟市西蒲区升潟字道上 434 番 6 地先	435 番 2 地先
8	西川 2－	新潟市西蒲区升潟字道上 432 番 1 地先	新潟市西蒲区升潟字道上
	3 8 3 号線	新潟市西蒲区升潟字道上 419 番地先	426 番地先
9	巻 2－	新潟市西蒲区巻字形部乙 169 番 15 地先	新潟市西蒲区巻字形部乙
	5 4 2 号線	新潟市西蒲区巻字形部乙 169 番 19 地先	169 番 12 地先

2 廃止する路線

図面 番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
1 0	月潟 1－	新潟市南区大別當字水戸下 334 番 1 地先	新潟市南区大別當字水戸 下 339 番 1 地先
	1 6 4 号線	新潟市南区大別當字水戸下 526 番地先	
1 1	西川 2－	新潟市西蒲区升潟字道上 436 番地先	新潟市西蒲区升潟字道上 435 番 2 地先
	2 2 8 号線	新潟市西蒲区升潟字道上 419 番地先	

1 市道路線認定図（参考図）

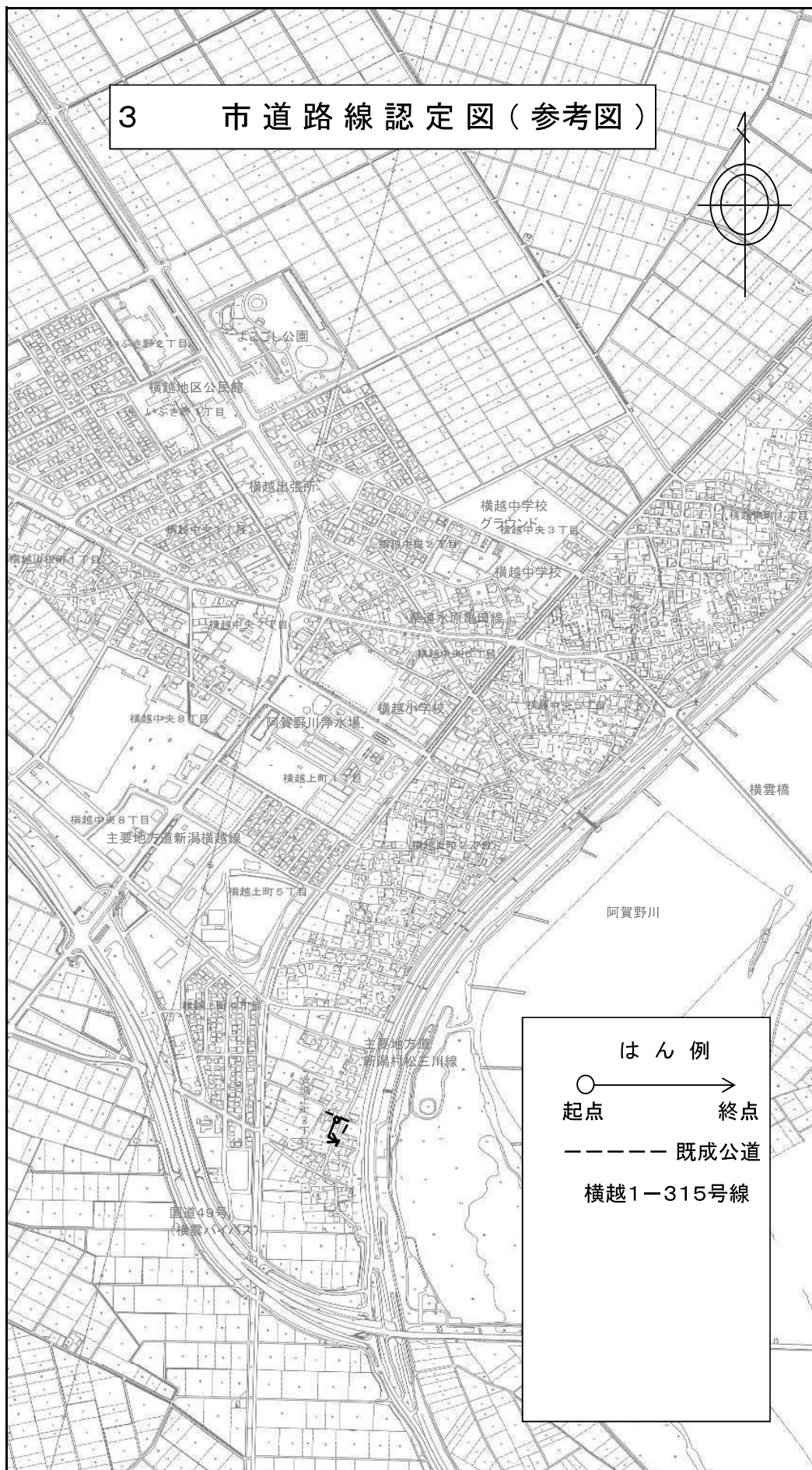


2

市道路線認定図（参考図）

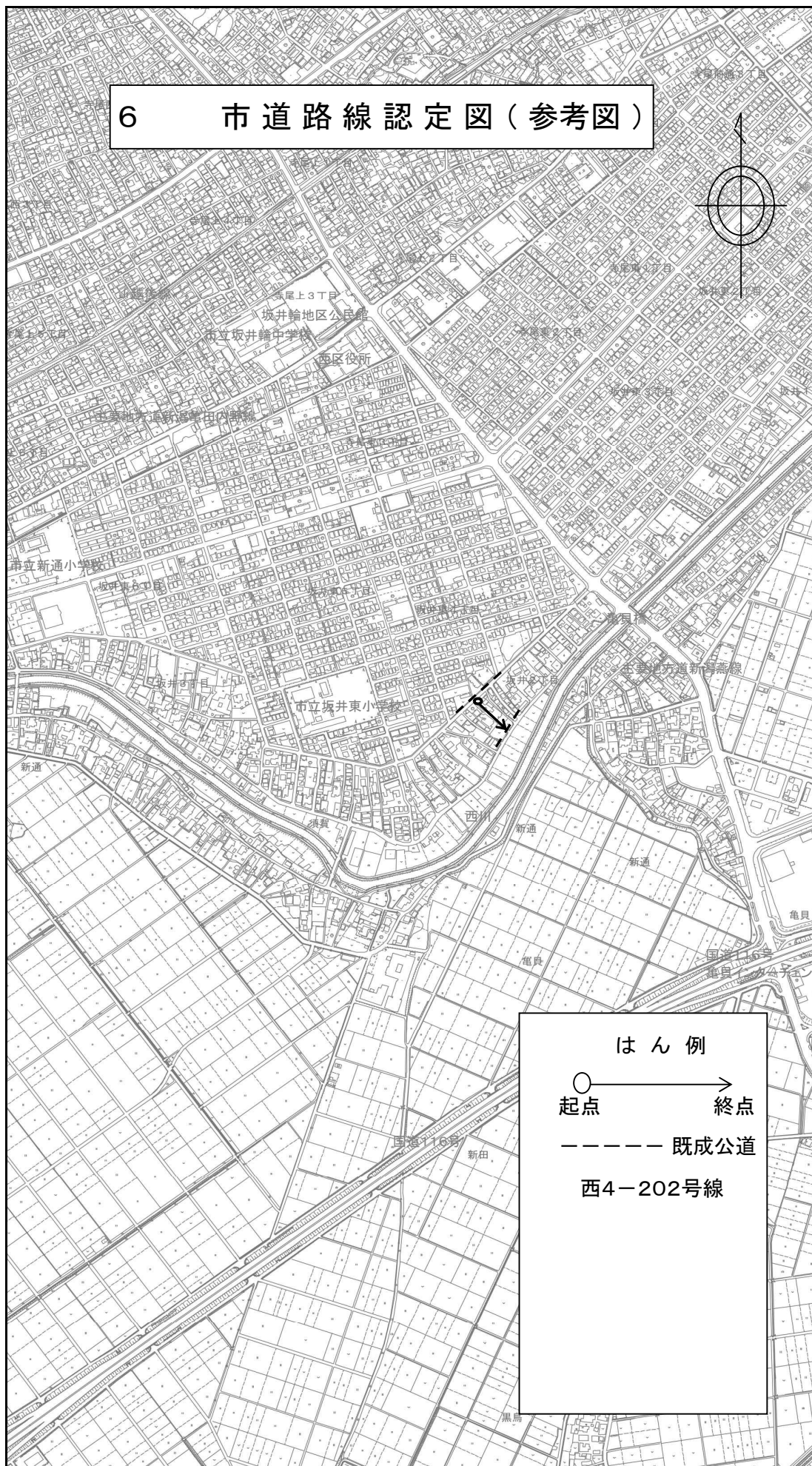


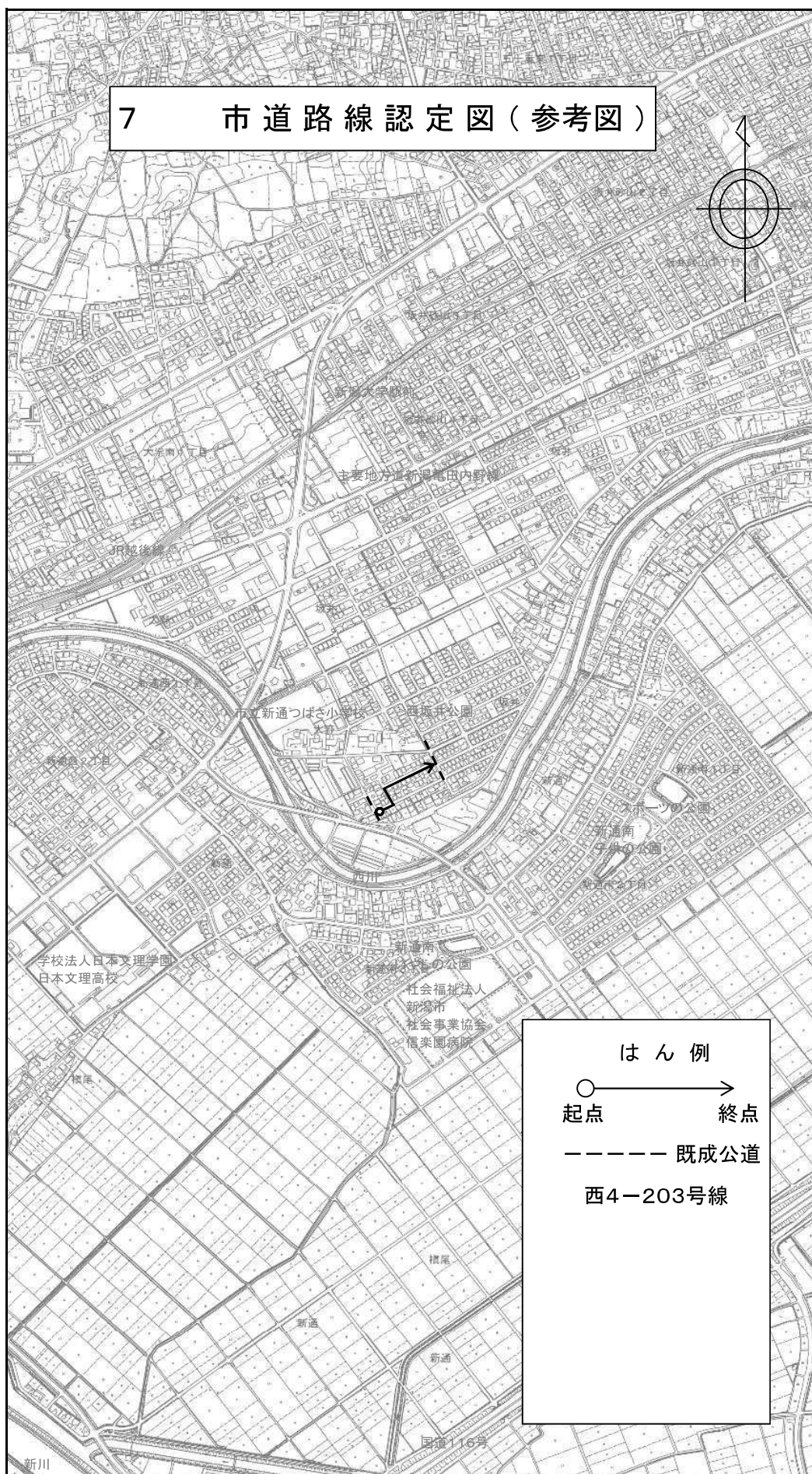
3 市道路線認定図（参考図）



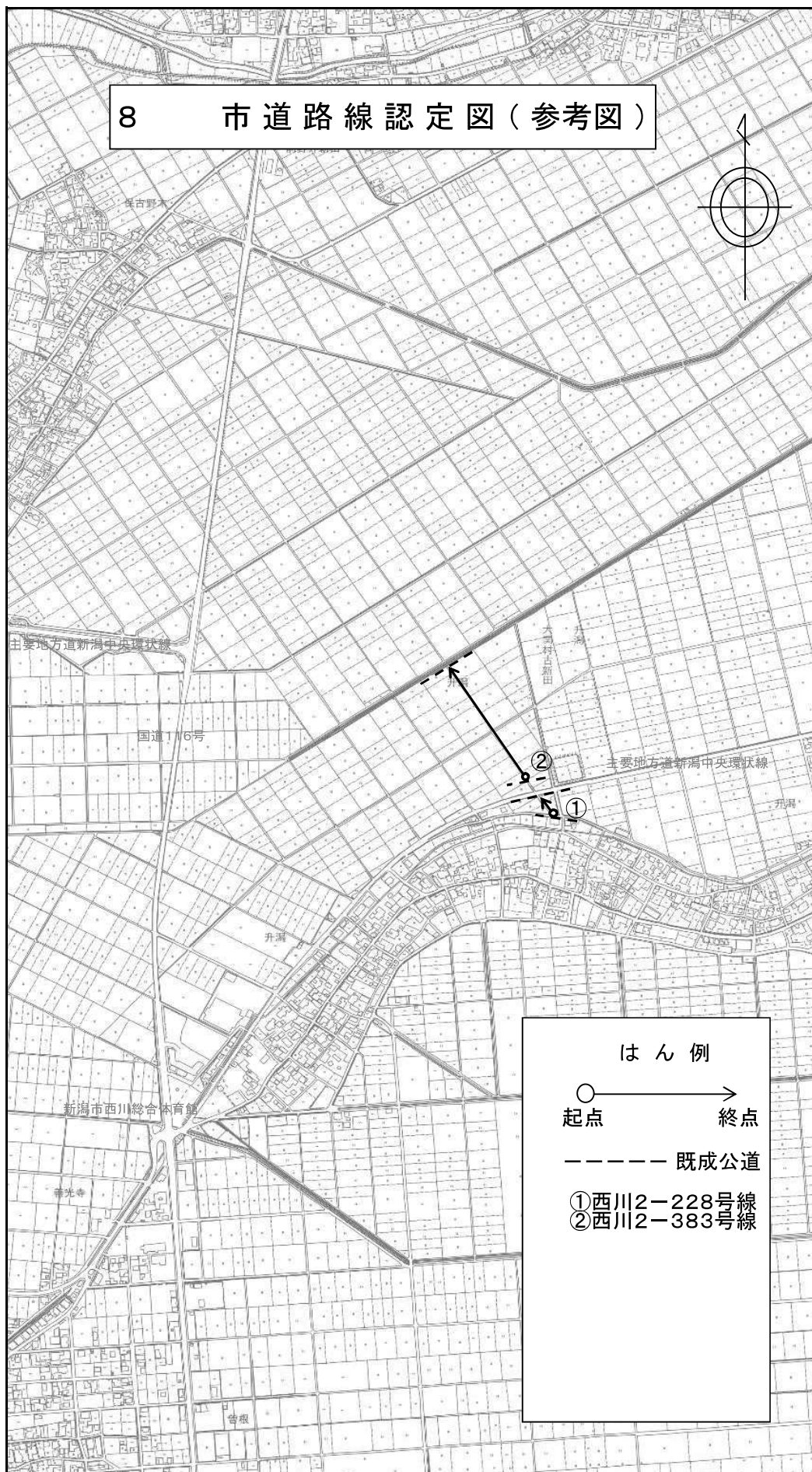
6

市道路線認定図（参考図）

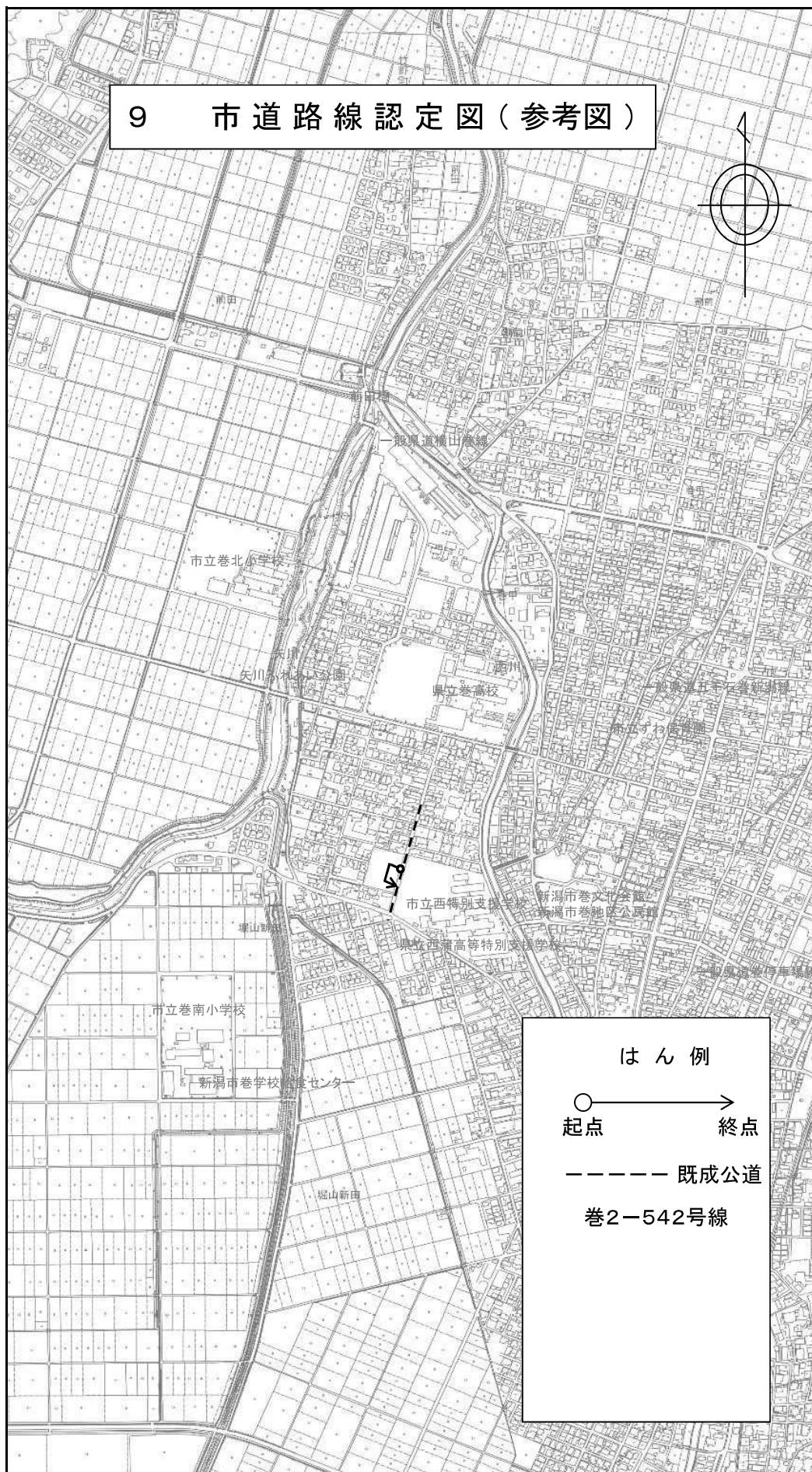




8 市道路線認定図（参考図）



9 市道路線認定図（参考図）



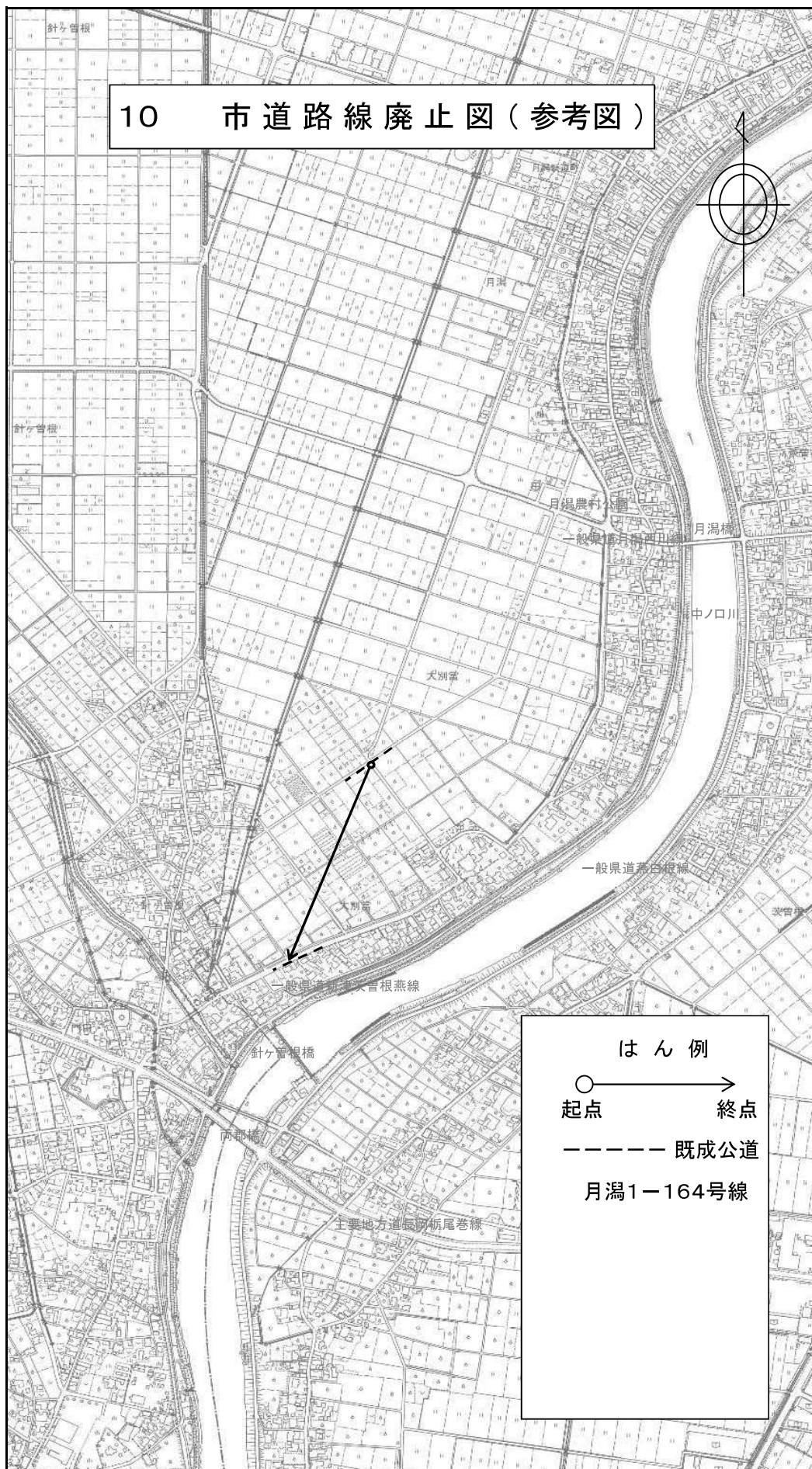
はん例

○ ———→ 終点
起点

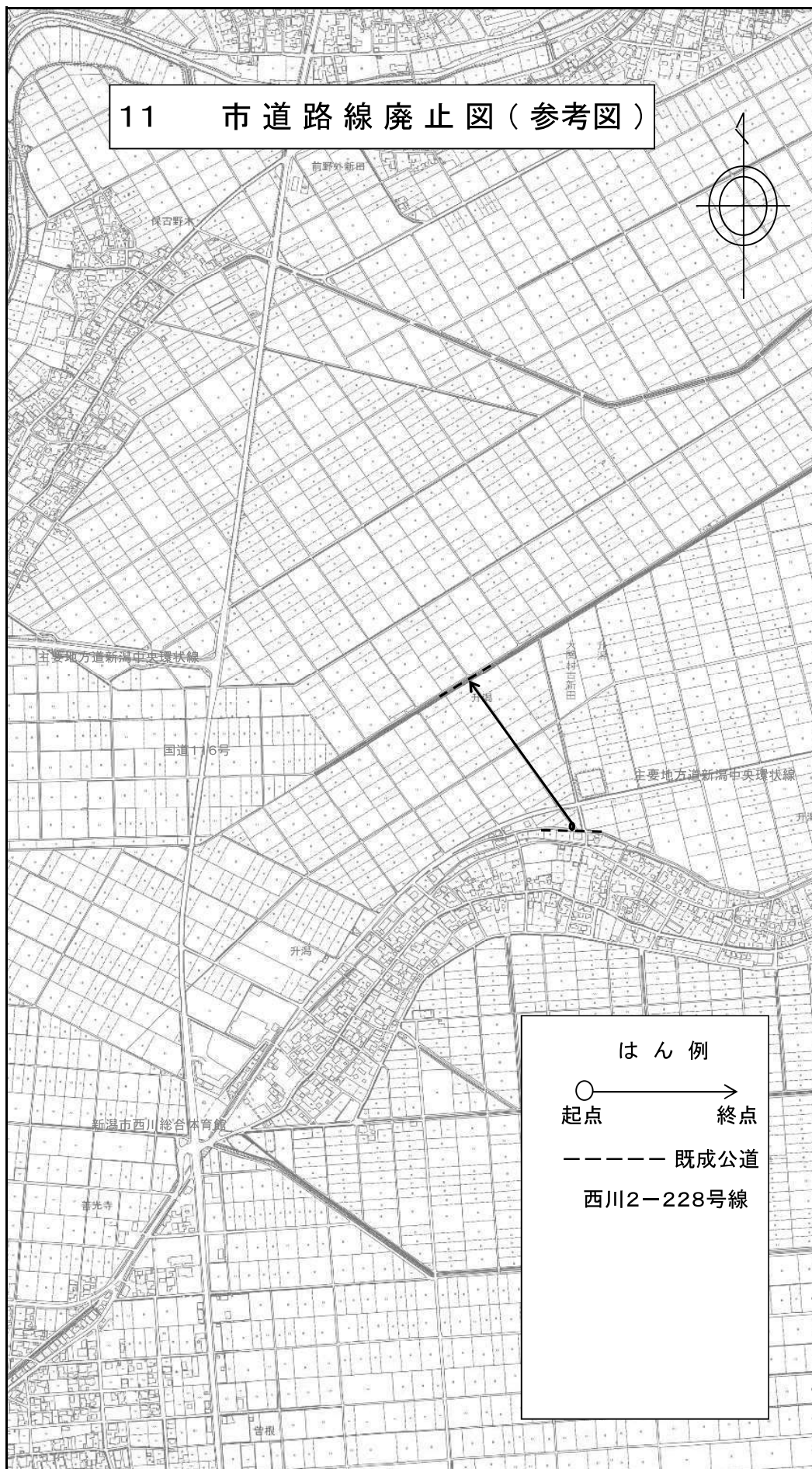
----- 既成公道

巻2-542号線

10 市道路線廃止図（参考図）



11 市道路線廃止図（参考図）



議案第 28 号

教育委員会委員の選任について

次の者を教育委員会委員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

小見 直樹

渡部 雄一郎

議案第 29 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

令和 6 年 2 月 21 日提出

新潟市長 中原 八一

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和 6 年 4 月 1 日

3 契約の金額

15,000,000 円を上限とする額

4 費用の支払方法

契約の定めるところによる

5 契約の相手方

住所 新潟市中央区南出来島 1 丁目 10 番 18 号 6

氏名 植木 謙治

資格 公認会計士